

令和7年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（自動車関係）

内閣府沖縄総合事務局運輸部
陸上交通課・監査指導課・車両安全課

輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

1. 期間

令和7年12月10日（水）～令和8年1月10日（土）

2. 点検事項

（1）重点点検事項

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- ⑥ 貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

（2）点検事項

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナルの保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

3. 安全総点検実施項目

安全総点検実施項目については別紙のとおり

4. 実施要領

（1）事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び安全総点検実施項目を示し、総点検を実施するよう

指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を（様式１）により、沖縄総合事務局長あてに令和８年１月１６日（金）までに報告すること。

※点検送付先：沖縄総合事務局運輸部監査指導課

（２）沖縄総合事務局による事業者における点検事項実施状況の点検（様式２）

- ① 沖縄総合事務局による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下、「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。
- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「２．点検事項」に係る点検実施状況は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえつつ、更なる点検を行うよう努めるものとする。

（３）街頭の検査等

- ① 陸運事務所及び運輸事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、乗客の安全確保状況を確認するものとする。

５．重大事故等の速報

総点検期間中に自動車事故報告規則に基づく重大事故が発生した場合、報道機関により報道があった場合、その他当該事故の社会的影響が大きいと認められる場合は、下記の連絡先に事故の概要を速報すること。

ただし、夜間及び休日等において重大事故等が発生した場合には、自動車事故速報体制によることとする。

＜連絡先＞

内閣府沖縄総合事務局運輸部監査指導課
〒900-0006
住 所 那覇市おもろまち2-1-1
電 話 098-866-1837
FAX 098-860-2369